

11月は下請取引適正化推進月間です

その1

総務部



親事業者（発注者）と下請事業者との取引は下請取引として、

「下請代金支払遅延等防止法」による優越的地位の濫用行為の規制や「下請中小企業振興法」による振興基準によって、親事業者の義務や禁止行為などルールが定められています。国では、定期的に下請取引の実態の調査などを行い、下請取引適正化のための指導を行っています。

下請代金支払遅延等防止法

【親事業者の義務】

- ・取引条件等を記入した注文書の交付
- ・下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保管
- ・支払期日を定めること
- ・遅延利息の支払
- ・親事業者の禁止行為
- ・注文した製品の受領拒否
- ・下請代金の支払遅延
- ・下請代金の減額
- ・受領した製品の返品
- ・買いたたき
- ・製品等の購入の強制
- ・行政庁に知らせたことを理由とする報復措置
- ・有償支給原材料等の対価の早期決済
- ・割引困難な手形の交付

下請中小企業振興法

【振興基準】

下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善

親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善

下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化

【対価の決定の方法、納品の検査の

11月は下請取引適正化推進月間です。

下請ルール 知って守って 正しい取引

公正取引委員会 <http://www.jtei.go.jp>

中小企業庁 <http://www.chusho.mext.go.jp>

下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

下請ルール 知って守って 正しい取引

方法その他取引条件の改善
下請事業者の連携の推進

十一月は下請取引適正化推進月間です。全国の公正取引委員会の

地方事務所等や経済産業局等で、下請取引に関する相談等にも応じています。

詳しく述べ左記の連絡先に

お問い合わせ下さい。

総務部公正取引室
(☎〇九八一八六三一一四三)

経済産業部中小企業課
(☎〇九八一八六二一一四五二)

公正取引委員会と地方有識者との懇談会
及び独占禁止法講演会の開催について

公正取引委員会では、全国各都市

において、公正取引委員会委員及び事務総長による地方有識者（経済界、消費者団体、学識経験者等）との懇談会及び講演会を開催しています。これ

らは、競争政策についての理解を求めるとともに、各地域における経済社会の実情等に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的としています。

平成十五年度は、函館市など九都市で開催され、那覇市での開催は、平成十二年度以来三年振り十一回目で、十月七日に開催されました。

当日の懇談会においては、地方有識者と活発な意見交換が行われました。また、独占禁止法講演会では、「活力ある経済社会と公正取引委員会の役割」をテーマに公正取引委員会柴田愛子委員による講演会が行われました。

講演会には、一般企業、経済団体、国の機関、自治体、一般消費者など約三〇名が出席しました。

